

第 1 部 基本的事項

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

本市では、1997年9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、1998年3月に「上尾市環境基本計画」、2010年3月に「第2次上尾市環境基本計画」を策定し、2020年度を目標年次として望ましい環境像「自然と人が共生する エコタウン・あげお」の実現を目指して、環境の保全と創造のための施策に取り組んできました。

2016年3月には、東日本大震災以後の社会環境の変化や新たな課題を、より現状に即した計画とするために「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」を策定し、環境の保全と創造に関する取組をより一層推進してきました。

今日の環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、熱帯雨林の破壊、森林資源の枯渇、砂漠化など地球的規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や高度成長を経たライフスタイルの変化が原因と考えられ、特に地球環境問題については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

国においては、2015年10月の「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択や、同年12月の「パリ協定」合意（第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21））など、時代の転換点を迎えたとして、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換していくことが必要としています。

このような動向を受け、2018年4月には「第五次環境基本計画」が策定されました。この計画では目指すべき社会の姿を、1.「地域循環共生圏※」の創造、2.「世界の範となる日本」の確立、3.「1.2を通じた、持続可能な循環共生型の社会の実現」としています。

また、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「パリ協定の目標である、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生など、環境政策の根幹となる環境保全の取り組みを着実に進めるとともに、SDGsへの貢献や2050年温室効果ガス排出実質ゼロなど、目指すべき社会の姿の実現への施策が展開されています。

※「地域循環共生圏」

各地域がその特性を生かした強みを発揮。地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成、地域の特性に応じて補完し、支え合う。



出典：環境省

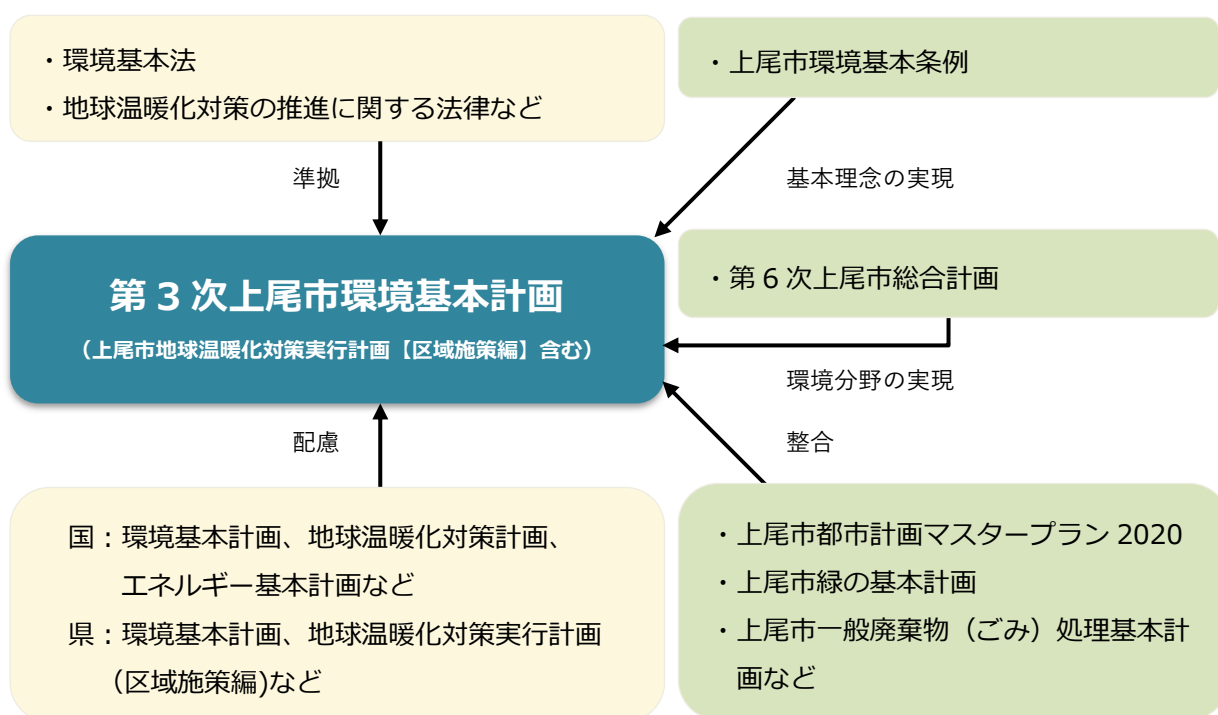
2. 計画の位置づけ

本計画は、上尾市環境基本条例第 8 条に基づき策定するもので、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。

上尾市環境基本条例の基本理念と上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図ります。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。



【参考】上尾市環境基本条例（一部抜粋）

（環境基本計画）

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3. 対象とする範囲

本計画は、生活環境、都市環境、自然環境など身近な分野のみならず地球環境も対象とし、本市に関わる環境問題の全てを対象とします。

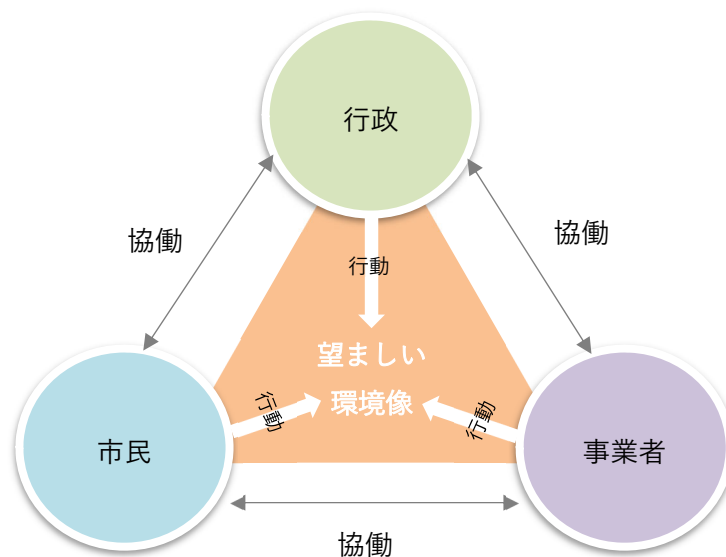
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など）、廃棄物処理 など
都市環境	景観、美観、公園、農地、文化財 など
自然環境	地形、地質、河川、池沼、生物、土地利用、緑 など
地球環境	地球温暖化、森林の減少、資源・エネルギー など

4. 計画の期間

本計画は、2021年度を初年度とし、2030年度を目標年次とします。ただし、環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直します。

5. 計画の推進体制

本計画に示す望ましい環境像を実現するためには、計画の推進主体である市民・事業者・行政が、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していくことが求められます。



【推進主体の責務と環境への配慮】

推進主体	環境配慮に対する責務
市	<p>市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務があります。</p> <p>すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めます。</p>
市民	<p>市民は、日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画、協力する責務があります。</p>
事業者	<p>事業者には以下の責務があります。</p> <p>①事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる</p> <p>②事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる</p> <p>③事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する</p> <p>④再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用する</p> <p>⑤事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する</p>

(上尾市環境基本条例より)